

福教大連携第 498 号
平成 30 年 1 月 15 日

各部局長 殿

国立大学法人福岡教育大学長
櫻井孝俊

国立大学法人福岡教育大学におけるコンプライアンス教育の
実施について（重要通知）

国立大学法人福岡教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程（以下、「規程」という。）第24条第2項の規定に基づき、コンプライアンス教育の実施については、下記のとおりとしますので通知します。

なお、平成 28 年 1 月 26 日付け福教大連携第 0538 号「国立大学法人福岡教育大学におけるコンプライアンス教育の実施について（重要通知）」は、平成 30 年 1 月 15 日限りで廃止します。

記

1 コンプライアンス教育の内容

- (1) 公的研究費の不正使用の具体的な事例
- (2) 本学の不正防止体制や手続き等のルール
- (3) 不正使用が行われた場合の文部科学省及び資金配分機関による研究者や大学への措置
- (4) 公的研究費の不正使用防止対策のために受講者の理解や意識を高める内容
- (5) その他コンプライアンス推進責任者が必要と認める内容

2 コンプライアンス教育の対象者

- (1) 研究者（附属学校教員を含む）
- (2) 公的研究費の運営・管理に関わる事務職員（非常勤職員を含む）
- (3) その他コンプライアンス推進責任者が受講させる必要があると認める者

3 コンプライアンス教育の実施方法

コンプライアンス教育の実施にあたっては、一定の期間を設け、コンプライアンス教育受講者の受講状況及び受講内容の理解度を適切に確認できる方法で実施する。

4 コンプライアンス教育の修了

- (1) コンプライアンス推進責任者は、次に掲げるコンプライアンス教育受講者の状況を最高管理責任者に報告する。
 - ①「国立大学法人福岡教育大学における公的研究費の適正管理に係る誓約書等について（重要通知）」に定める誓約書の提出状況
 - ②コンプライアンス教育の受講内容の理解度

- (2) 最高管理責任者は、コンプライアンス教育の受講内容を十分に理解していると認める場合は、コンプライアンス教育を修了したと認定し、希望する者には、修了証書を授与する。

5 修了認定の有効期間

修了認定の有効期間は、修了が認められた日から3年を経過する年度の末日までとする。有効期間の最終年度に更新のため実施するコンプライアンス教育については、実施の翌年度当初に修了が認められたものとみなす。

ただし、公的研究費の不正使用に関係する法令や規程等の重大な改正等が行われた場合に実施されるコンプライアンス教育については、修了の有効期間内であっても受講しなければならない。

6 コンプライアンス教育を修了しない者への制限

コンプライアンス教育を修了しない者は、次に掲げることに関わることができない。

- (1) 公的研究費への応募
- (2) 公的研究費の使用
- (3) 公的研究費に係る事務処理

7 コンプライアンス教育の代替措置

資金配分機関等が実施するコンプライアンス教育を受講した者で、それを証明する書類等を提出した者は、最高管理責任者が認める場合において、コンプライアンス教育を受講したものとみなすことができる。

(担当部署) 連携推進課 電話:0940-35-1251 E-mail:kenkyuch@fukuoka-edu.ac.jp
